第

3 2 6 6

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 5月 9日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 事前確定届出給与の改定

Q:今年度の税制改正では、役員給与の改定について改正があったと聞きました。どのようになったのですか?

A:次のようになりました。

【解説】

役員給与の取扱いは、平成18年度で大きく 改正され、定時同額給与、事前確定届出給与、 利益連動給与についてのみ、損金算入が認め られることとなりましたが、今年度の改正で は、定時同額給与及び事前確定届出給与の事 業年度中の改定について見直しがされました。 概要は、次のとおりです。

[定時同額給与の改定]

定時同額給与の改定が認められるのは、次 の場合とされました。

- ① 事業年度開始の日の属する会計期間開始 の日から3月を経過する日までにされた 改定
- ② 役員の職制上の地位の変更、職務内容の重 大な変更その他これらに類するやむを得 ない事情によりされた改定(臨時改定)
- ③ 経営の状況が著しく悪化したことその他 これに類する理由によりされた改定(減額 改定に限る)

「事前確定届出給与の改定]

事前確定届出給与については、届出期限が、 株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの により役員の職務の定めを決議した日から1 月を経過した日までとされ、定時同額給与同 様、臨時改定、業績悪化による改定が認めら れることとなりました。







